

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【304】
2. 日 時：令和2年9月4日 10時00分～12時30分
17時05分～17時30分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、植木主任安全審査官、岸野主任安全審査官、
羽場崎主任安全審査官、三浦主任安全審査官、小野安全審査専門職、
服部安全審査専門職、山浦技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 部長 他30名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書及び津波への配慮について、令和2年9月2日、9月3日、7月1日、8月14日、8月21日及び8月31日提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【隣接建屋の影響に関する検討】

- 原子炉本体基礎について、隣接建屋の影響評価を行う際に線形解析に基づく隣接応答倍率を用いることの妥当性をより詳細に説明すること。また、非線形解析と線形解析の応答スペクトルの比較をT.M.S.L. 12.3mレベルで行う理由及びその比較結果により原子炉格納容器内機器・配管系の応答変動が小さいと判断する理由について説明すること。
- 多点入力モデルと連成モデルのEW方向の5次、6次の振動モードについて、連成モデルの炉心シュラウド頂部がほとんど振動しない理由を説明すること。

【タービン建屋の地震応答計算書、補足説明資料】

- タービン建屋と同様にエネルギー一定則を用いている緊急時対策所（5号原子炉建屋）の基礎スラブについて、ひずみ分布を示した上でエネルギー一定則に基づく等価ひずみを用いた断面評価が可能であることを説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他
なし